

## 適用拡大登録

区 分	殺虫剤
農 薬 名	プレオフロアブル
種 類 名	ピリダリル水和剤
登 録 番 号	第 21333 号
登 録 会 社	住友化学株式会社
登 録 日	令和 6 年 4 月 24 日

## 登録内容

農薬登録申請書第 7 項「適用病害虫の範囲及び使用方法」を以下のとおり変更し、別紙のとおりとする。

- ・作物名「未成熟とうもろこし」に適用病害虫名「ツマジロクサヨトウ」を追加する。
- ・作物名「ばれいしょ」の適用病害虫名「ハスモンヨトウ」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ・作物名「かんしょ」の使用法「散布」に適用病害虫名「ヒルガオハモグリガ」を追加する。
- ・作物名「かんしょ」の使用法「無人航空機による散布」に適用病害虫名「ハスモンヨトウ」および「ヒルガオハモグリガ」を追加し、使用液量「0.8 L/10 a」を「0.8～1.6 L/10 a」に、「1.6 L/10 a」を「1.6～3.2 L/10 a」に変更する。
- ・作物名「キャベツ」および「ブロッコリー」に使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ・作物名「レタス」に適用病害虫名「シロイチモジヨトウ」を追加する。
- ・作物名「立ちちしゃ」および「リーフレタス」を作物名「非結球レタス」に変更する。
- ・作物名「にがうり」に適用病害虫名「ウリノメイガ」を追加する。
- ・作物名「ほうれんそう」に適用病害虫名「シロイチモジヨトウ」を追加する。
- ・作物名「いちご」に適用病害虫名「アザミウマ類」を追加する。

## 使用上の注意事項

農薬登録申請書第 8 項「使用上の注意事項」に(5)として以下を追加し、現行(5)以降を順次繰り下げ別紙のとおりとする。

- (5) 非結球レタスには品種によっては薬害を生じるおそれがあるのであらかじめ薬害のないことを確かめたいこと。

## 別紙

## 【変更部分】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	ヒリタリルを含む農薬の総使用回数			
未成熟 とうもろこし	オタバコガ ツマジロクサヨトウ	1000 倍	100～300 L/10a	収穫前日まで	2 回以内	散布	2 回以内			
ばれいしょ	オタバコガ	1000～ 2000 倍		0.8～1.6 L/10a 1.6～3.2 L/10a				収穫 7 日前 まで	無人航空機による 散布	
	ハスモンヨトウ	16 倍	散布							
		32 倍				無人航空機による 散布				
かんしょ	ナカシロシタハ ハスモンヨトウ ヒルカオホモグリカ	1000～ 2000 倍		100～300 L/10a		16 倍 0.8～1.6 L/10a 32 倍 1.6～3.2 L/10a			散布	無人航空機による 散布
		16 倍	散布							
		32 倍		無人航空機による 散布						
キャベツ	ウバ類 アオムシ オタバコガ コナカ シロイモシヨトウ ネギアサミウマ ハイタラノメカ ハスモンヨトウ ヨトウムシ	1000 倍		100～300 L/10a		16 倍 1.6L/10a 32 倍 3.2L/10a			散布	無人航空機による 散布
		アオムシ コナカ ハスモンヨトウ ヨトウムシ	16 倍	散布						
			32 倍							
ブロッコリー	コナカ シロイモシヨトウ ハスモンヨトウ	1000 倍	100～300 L/10a		16 倍 1.6L/10a 32 倍 3.2L/10a	散布	無人航空機による 散布			
		コナカ ハスモンヨトウ	16 倍	散布						
			32 倍					無人航空機による 散布		
レタス	アサミウマ類 オタバコガ シロイモシヨトウ ナモグリバエ ハスモンヨトウ	1000 倍	100～300 L/10a		収穫前日まで	4 回以内	散布			
非結球レタス	オタバコガ ナモグリバエ ハスモンヨトウ									
にがうり	ウリノメカ ハスモンヨトウ									
ほうれんそう	ハモグリバエ類 シロイモシヨトウ ハスモンヨトウ									
いちご	アサミウマ類 オタバコガ ハスモンヨトウ				4 回以内	4 回以内				

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- (1) 使用前によく振ること。
- (2) 散布量は対象作物の生育段階、栽培形態及び散布方法に合わせ調節すること。
- (3) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないように注意すること。
- (4) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は次の注意を守ること。
  - ① 散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
  - ② 無人航空機による散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
  - ③ 散布中、薬液の漏れのないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
  - ④ 特定の農薬（混用可能が確認されているもの）を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
  - ⑤ 散布終了後は次の事項を守ること。
    - (a) 使用後の空の容器は放置せず、適切に処理すること。
    - (b) 使用残りの薬液は必ず安全な場所に責任者をきめて保管すること。
    - (c) 機体散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (5) 非結球レタスには品種によっては薬害を生じるおそれがあるのであらかじめ薬害のないことを確かめたうえで使用すること。
- (6) せり、みずかけな（水掛菜）、カラー及び花はすに使用する場合は、ほ場内に水がない状態で使用すること。また、使用后 1 4 日間は入水しないこと。
- (7) 本剤の使用に当たっては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- (8) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。  
なお、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。